

平成16年 第4回(定例) 壱岐市議会 会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成16年12月21日 午前10時00分開議

日程第1	認定第3号	平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第2	認定第4号	平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第3	議案第74号	壱岐市表彰条例の制定について	総務文教常任委員長報告・原案 可決 本会議・原案のとおり可決
日程第4	議案第75号	壱岐市個人情報保護条例の制定について	総務文教常任委員長報告・原案 可決 本会議・原案のとおり可決
日程第5	議案第76号	壱岐市税条例の一部を改正する条例について	総務文教常任委員長報告・原案 否決 本会議・原案否決
日程第6	議案第77号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教常任委員長報告・原案 否決 本会議・原案否決
日程第7	議案第78号	壱岐市農業委員会条例の全部改正について	産業経済常任委員長報告・原案 可決 本会議・原案のとおり可決
日程第8	議案第79号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・原案 可決 本会議・原案のとおり可決
日程第9	議案第80号	平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)について	予算特別委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第10	議案第81号	平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第11	議案第82号	平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第12	議案第83号	平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第13	議案第84号	平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第14	議案第85号	平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第15	議案第86号	平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第16	議案第87号	平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決

日程第17	議案第88号	平成16年度吉崎市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第18	議案第89号	平成16年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第19	議案第90号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第20	議案第91号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第21	議案第92号	過疎地域自立促進計画の策定について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第22	議案第93号	市営土地改良事業の施行について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第23	議案第94号	市営土地改良事業計画の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第24	議案第95号	市営土地改良事業計画の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第25	議案第96号	市営土地改良事業計画の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第26	議案第97号	市道路線の認定について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第27	議案第98号	土地の取得について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第28	議案第99号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第29	請願第4号	「養護学校分教室の設置」を求める請願	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第30	陳情第8号	教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出して頂くことを求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第31	陳情第9号	教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第32	陳情第10号	核兵器廃絶の「明確な約束」決議の実現に全力をつくすことを求める意見書採択の陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第33	要請第3号	北方領土返還要求決議に関する要請について	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第34	要請第4号	「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願い	建設常任委員長報告・採択 本会議・採択

日程第35	議案第100号	平成16年度吉崎市一般会計補正予算(第3号)について	委員会付 省略 本会議・可決
日程第36	議案第101号	平成16年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について	委員会付託 省略 本会議・可決
日程第37	議案第102号	三島海底送水管布設替工事(土木)請負契約の締結について	委員会付託 省略 本会議・可決
日程第38	発議第15号	2000年5月のNPT(核兵器不拡散条約)再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書の提出について	原案のとおり可決
日程第39	発議第16号	道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書の提出について	原案のとおり可決
日程第40	発議第17号	北方領土返還要求に関する決議について	原案のとおり可決
日程第41	発議第18号	九州大学医学部第二外科医局からの医師派遣の継続に関する決議について	原案のとおり可決
日程第42	発議第19号	原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議について	原案のとおり可決
日程第43	発議第20号	市庁舎建設調査特別委員会設置に関する決議について	原案のとおり可決
日程第44	農業委員の推薦の件		原案のとおり決定
日程第45	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		原案のとおり決定
日程第46	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員(60名)

1番 菊田 光孝君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 今西 徹也君
7番 平尾 典子君	8番 町田 正一君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
11番 田原 輝男君	12番 長島 清和君
13番 山下 澄夫君	14番 豊坂 敏文君
15番 富田 邦博君	16番 山下 正業君
17番 立石 和生君	18番 坂口健好志君
19番 中村出征雄君	20番 橋本 早苗君

- |            |            |
|------------|------------|
| 21番 立川 省司君 | 22番 鵜瀬 和博君 |
| 23番 中田 恭一君 | 24番 東谷 伸君  |
| 25番 馬場 忠裕君 | 26番 久間 進君  |
| 27番 小園 寛昭君 | 28番 眞弓 倉夫君 |
| 29番 大久保洪昭君 | 30番 山内 道夫君 |
| 31番 江川 漣君  | 32番 西村 勝人君 |
| 33番 大浦 利貞君 | 34番 榊原 伸君  |
| 35番 長岡 末大君 | 36番 酒井 昇君  |
| 37番 久間 初子君 | 38番 浦瀬 繁博君 |
| 39番 末永 浩君  | 40番 倉元 強弘君 |
| 41番 横山 重光君 | 43番 平畑 光君  |
| 44番 吉田 寛君  | 45番 吉富 忠臣君 |
| 46番 佐野 寛和君 | 48番 永田 實君  |
| 49番 森山 是蔵君 | 50番 山川 峯男君 |
| 51番 近藤 団一君 | 52番 牧永 護君  |
| 53番 品川 洋毅君 | 54番 長山 茂彌君 |
| 55番 川谷 力雄君 | 56番 赤木 英機君 |
| 57番 中村 瞳君  | 58番 入江 忠幸君 |
| 59番 立石 一郎君 | 60番 原田 武士君 |
| 61番 深見 忠生君 | 62番 瀬戸口和幸君 |

欠席議員（2名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 42番 川添 隆君 | 47番 安川 芳一君 |
|-----------|------------|

事務局出席職員職氏名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川富兵右エ門君 | 事務局書記 松永 隆次君 |
| 事務局課長 山川 英敏君 | 事務局係長 瀬口 卓也君 |

説明のため出席した者の職氏名

- |            |        |              |        |
|------------|--------|--------------|--------|
| 市長 .....   | 長田 徹君  | 助役 .....     | 澤木 満義君 |
| 収入役 .....  | 布川 昌敏君 | 教育長 .....    | 須藤 正人君 |
| 総務部長 ..... | 松本 陽治君 | 市民生活部長 ..... | 園田 省三君 |

産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	( 欠 席 )
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君	代表監査委員	( 欠 席 )

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員は60名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議を行います。

日程第1．認定第3号

日程第2．認定第4号

日程第3．議案第74号

日程第4．議案第75号

日程第5．議案第76号

日程第 6 . 議案第 7 7 号  
日程第 7 . 議案第 7 8 号  
日程第 8 . 議案第 7 9 号  
日程第 9 . 議案第 8 0 号  
日程第 1 0 . 議案第 8 1 号  
日程第 1 1 . 議案第 8 2 号  
日程第 1 2 . 議案第 8 3 号  
日程第 1 3 . 議案第 8 4 号  
日程第 1 4 . 議案第 8 5 号  
日程第 1 5 . 議案第 8 6 号  
日程第 1 6 . 議案第 8 7 号  
日程第 1 7 . 議案第 8 8 号  
日程第 1 8 . 議案第 8 9 号  
日程第 1 9 . 議案第 9 0 号  
日程第 2 0 . 議案第 9 1 号  
日程第 2 1 . 議案第 9 2 号  
日程第 2 2 . 議案第 9 3 号  
日程第 2 3 . 議案第 9 4 号  
日程第 2 4 . 議案第 9 5 号  
日程第 2 5 . 議案第 9 6 号  
日程第 2 6 . 議案第 9 7 号  
日程第 2 7 . 議案第 9 8 号  
日程第 2 8 . 議案第 9 9 号  
日程第 2 9 . 請願第 4 号  
日程第 3 0 . 陳情第 8 号  
日程第 3 1 . 陳情第 9 号  
日程第 3 2 . 陳情第 1 0 号  
日程第 3 3 . 要請第 3 号  
日程第 3 4 . 要請第 4 号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 1、認定第 3 号平成 1 5 年度吉岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定についてから、日程第 3 4 要請第 4 号「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについてまで、3 4 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、お願いします。35番、長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第74号壱岐市表彰条例の制定について、審査の結果、原案可決。

第75号壱岐市個人情報保護条例の制定について、審査の結果、原案可決。

第76号壱岐市税条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案否決。

第77号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案否決。

第79号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の条例の一部改正について、審査の結果、原案可決。

第90号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、審査の結果、原案可決。

第91号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、審査の結果、原案可決。

第92号過疎地域自立促進計画の策定について、審査の結果、原案可決。

第98号土地の取得について、審査の結果、原案可決。

第99号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、審査の結果、原案可決。

議案第76号と77号が否決となった主な理由は、委員会すべて慎重審査の結果、前納報奨金が廃止されると、現時点において多額の滞納が問題になっているとき、さらに滞納者が増加することが予測される。また、徴収事務においても支障が懸念される。合併直後であり、市民の間にはさまざまな不安がある中、むしろ歳出面について見直しや合理性を検討すべきであるということが原因であります。

次に、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

請願第4号「養護学校分教室の設置」を求める請願、審査の結果、採択。後で市長へ送付します。

次に、本委員会に付託された陳情及び要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規

則第138条の規定により報告します。

陳情第8号教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出していただくことを求める陳情、審査の結果、不採択となりました。意見、処置はありません。

陳情第9号教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、審査の結果、不採択となりました。委員会の意見、処置についてはありません。

陳情第10号核兵器廃絶の「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書採択の陳情、審査の結果、採択となりました。処置としまして、意見書を提出いたします。

要請第3号北方領土返還要求決議に関する要請について、審査の結果、採択すべきものとなりました。処置としまして、決議書を提出いたします。

陳情第8号、第9号が不採択となった理由としましては、8号と9号は同じような内容でございます。現在、国において必要な教育改革を進めるための検討がなされている中で、陳情者は改正を求めている。時代に即した対応をすべきであるということでもあります。

以上、報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、お願いします。53番、品川議員。

厚生常任委員長（品川 洋毅君） 委員会審査報告をいたします。

認定第3号平成15年度壱岐広域町村組合病院事業会計決算認定について、認定第4号平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定について、本委員会に付託された平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計歳入歳出決算及び平成15年度壱岐市病院事業会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

意見、無償貸付の市有地は病院に譲渡すること。未収金の徴収については、努力は認めるが徴収をさらに検討すること。

以上であります。

次に、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則103条の規定により報告します。

議案第81号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果、原案可決。

議案第85号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果、原案可決。



議案第 86 号平成 16 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）について、審査の結果、原案可決。

議案第 87 号平成 16 年度吉崎市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について、審査の結果、原案可決。

議案第 88 号平成 16 年度吉崎市精神障害者福祉ホーム B 型事業特別会計補正予算（第 1 号）について、審査の結果、原案可決。

議案第 89 号平成 16 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）について、審査の結果、原案可決。

以上であります。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長、お願いします。52 番、牧永議員。

産業経済常任委員長（牧永 護君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

議案第 78 号吉崎市農業委員会条例の全部改正について、原案可決。

議案第 93 号市営土地改良事業の施行について、原案可決。

議案第 94 号市営土地改良事業計画の変更について、原案可決。

議案第 95 号市営土地改良事業計画の変更について、原案可決。

議案第 96 号市営土地改良事業計画の変更について、原案可決。

なお、本委員会に審査付託されております要請第 2 号温暖化対策税の創設に関する意見書の提出についてと、要望第 1 号地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進による森林、林業、山林の活性化に関する意見書の決議の提出については、さらに慎重な審査が必要と認められるため、議長に対し閉会中の継続審査の申し出を行いましたので、よろしくお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長、お願いします。48 番、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。記。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

第 82 号平成 16 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案可決。

第 83 号平成 16 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決。

第 84 号平成 16 年度吉崎市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決。

第97号市道路線の認定について、原案可決。

続きまして、本委員会に付託された陳情等を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138号の規定により報告します。記、受理番号、件名、審査の結果、順に報告いたします。

要請第4号「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願い。採択されました。意見なし。処置、意見書提出。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、お願いします。49番、森山議員。

予算特別委員長（森山 是蔵君） 委員会の審査の報告を申し上げます。

議案第80号平成16年度吉崎市一般会計補正予算（第2号）について、原案可決。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） これから、各委員長に対する質疑を行います。

日程第1、認定第3号から日程第34、要請第4号まで34件に対し一括して質疑を行います。なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、参考までに申し上げておきます。質疑ありませんか。19番、中村議員。

議員（19番 中村出征雄君） 議案第76号について、委員長に質問をいたします。

国の三位一体改革によりまして、行財政改革は避けられず、金融情勢の変化及び徴税コストの抑制を図る上からも、縮減は不可欠であると思います。廃止は別として、縮減の意見がなかったのかどうかについて、委員長にお伺いをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 今の質問にお答えします。

この否決になった理由は、大変議論が交わされまして、2年間の0.5%の据え置きということであったわけですが、2年ではだめだと。やはり委員の皆さんも非常に緊張の中で議論され0.3にするとか5年か6年は、何とかやっぱり市民の皆様が納得をしてくれるようなやり方の中でやっていただければいいんじゃないかという、審議の中での意見がかなり出ました。その中で2年間で先は廃止だということをここで通してしまえば、2年後は必ず廃止になるだろうと。それでは議員としても市民に対するお答えができにくいということから、この結果になりました。

この結果になったということは、今言ったようなことです。やはり皆さん慎重なんです。そこいらをお含みいただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、日程第1、認定第3号から日程第34、要請第4号まで34件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、認定第3号平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第3号平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第3号平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第2、認定第4号平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第4号平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第4号平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第3、議案第74号壱岐市表彰条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号壱岐市表彰条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第74号壱岐市表彰条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第75号壱岐市個人情報保護条例の制定について、討論を行います。討論

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号壱岐市個人情報保護条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第75号壱岐市個人情報保護条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第76号壱岐市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 市税条例の一部改正する条例について、金融情勢の変化及び徴税コストの抑制を図るために改正の必要があるということで出ておりますが、またこれにあわせて県下の他の市でも前納報奨金制度が廃止されているということから、条例改正が出されております。

現下の市税の前納状況を調査してみますと、平成16年度で市県民税が64.43%、固定資産税が61%、平成16年の11月末で納付率が市県民税で79.73%、ここを見ても前納の率が高いということがわかります。

先ほど委員長報告にもありましたように、徴収事務において現行以上に支障を及ぼすということもあります。こういうことから徴収率の低下につながるということが懸念されますので、反対をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対する賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第76号壱岐市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、議案第76号壱岐市税条例の一部を改正する条例については否決されました。

次に日程第6、議案第77号壱岐市税条例の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第 77 号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、議案第 77 号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、否決されました。

次に日程第 7、議案第 78 号壱岐市農業委員会条例の全部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 78 号壱岐市農業委員会条例の全部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第 78 号壱岐市農業委員会条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第 8、議案第 79 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 79 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第 79 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第 9、議案第 80 号平成 16 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 80 号平成 16 年度壱岐市一般

会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第80号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第81号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第81号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第82号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第82号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第83号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第83号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第84号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第84号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第85号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第85号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第86号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第86号平成16年度壱岐市特別養護

老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第16、議案第87号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第87号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第17、議案第88号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第88号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程18、議案第89号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第89号平成16年度壱岐市三島航路



事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第19、議案第90号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第90号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第20、議案第91号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第91号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第21、議案第92号過疎地域自立促進計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号過疎地域自立促進計画の策定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第92号過疎地域自立促進計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第22、議案第93号市営土地改良事業の施行について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号市営土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第93号市営土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第23、議案第94号市営土地改良事業計画の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第94号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第24、議案第95号市営土地改良事業計画の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第95号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第25、議案第96号市営土地改良事業計画の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第96号市営土地改良事業計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第26、議案第97号市道路線の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第97号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第27、議案第98号土地の取得について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号土地の取得については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第98号土地の取得については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第28、議案第99号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少と、これに伴う規約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号長崎県市町村議会議員公務災害補償等、組合を組織する地方公共団体の数の減少と、これに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第99号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少と、これに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第29、請願第4号養護学校分教室の設置を求める請願について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第4号養護学校分教室の設置を求める請願については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、請願第4号養護学校分教室の設置を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで休憩します。再開は11時5分とします。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時06分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次に日程第30、陳情第8号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出していただくことを求める陳情について、及び日程第31、陳情第9号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することも求める陳情については、同一内容の陳情でありますので、一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第8号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出していただくことを求める陳情について、及び陳情第9号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情については、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、陳情第8号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出していただくことを求める陳情について、及び陳情第9号教育基本法「改正」ではなく教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に日程第32、陳情第10号核兵器廃絶の「明確な約束を決議」の実現に全力を尽くすことを求める意見書採択の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号核兵器廃絶の「明確な約束を決議」の実現に全力を尽くすことを求める意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって陳情第10号核兵器廃絶の「明確な約束を決議」の実現に全力を尽くすことを求める意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に日程第33、要請第3号北方領土返還要求決議に関する要請について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。要請第3号北方領土返還要求決議に関する要請については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第3号北方領土返還要求決議に関する要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に日程第34、要請第4号「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。要請第4号「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第4号「道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについては、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第35．議案第100号

日程第36．議案第101号

日程第37．議案第102号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第35、議案第100号平成16年度彦根市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第37、議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結についてまで、本日送付されました3件を上程し議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 議案第100号について説明をいたします。

今回の追加予算でございますが、12月の補正の締め切り後に起債の許可内示それから補助金等の追加内示がございましたので、追加をお願いをするものでございます。

それでは、一般会計の補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億436万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ226億727万4,000円といたします。第2条は地方債の補正について定めております。

次に4ページをお開きください。第2表地方債補正で変更でございます。過疎対策事業債を5億7,780万円から6億3,650万円へ5,870万円追加をいたしております。詳細につきましては、歳入のところで説明をいたします。

次に9ページをお開きください。2の歳入で10款の地方交付税を補正財源といたしまして、普通交付税を3,576万円追加をいたしております。15款の県支出金のうち農業費補助金823万4,000円でございますが、生産振興総合対策事業費補助金、これは無人ヘリコプター2機、それからオペレーター養成の導入補助金でございます。補助率は3分の1になっております。次の水産業費補助金167万4,000円でございます。地域水産物供給基盤整備事業費補助金でございますが、これは八幡浦漁港、柏崎地区の係留施設突堤を当初40メートルで計上いたしておりましたけれども、静穏度を確保するために今回5メートル追加施工するための追加補助でございます。

21款の市債、過疎対策事業債を5,870万円追加をいたしております。これは、芦辺町の第2中谷線、それから谷江本線分でございます。この2路線は、平成15年度からの事業で、本年度から起債事業として用いられたものでございます。今回12月に起債内示がございましたもので、今回追加をお願いをするものでございます。なお、事業費でございますが、第2中谷線が3,140万円、谷江本線が3,050万円になっております。

つぎに歳出でございます。

3款の民生費の23節190万円でございますが、これは平成15年度の児童手当交付金の精算による返納金でございます。11月の末に確定通知がございまして、納期が来年の1月の26日になっておりますので、今回追加をお願いするものでございます。

6款の農業費の生産振興総合対策事業費補助金の1,646万8,000円でございますが、現

在、吉岐水稻防除協議会ではスーパースパウダーを2台、それから無人ヘリ3機を所有されておりますけれども、近年、無人ヘリの実施面積の急激な増加によりまして、今回2機追加導入、それからオペレーターの養成をされるもので、その補助金を計上いたしております。なお、補助率は事業費の3分の2といたしております。

次に6款の水産業費の13の委託料でございます。減額の990万円でございますが、これは入札による執行残の分をその次の15節の工事請負費の方へ組みかえをいたしております。次の15節の工事請負費1,450万円は、水産基盤整備工事請負費の追加でございます。八幡浦漁港、諸津漁港、大久保漁港の分の追加でございます。

8款土木費の道路橋梁費でございます。全体で8,140万円を追加をいたしておりますが、この中に第2中谷線の分が3,140万と谷江本線分が3,050万円、計6,090万円この中に入っております。11節の需用費は事務費でございます。13の委託料は、測量の設計業務委託料でございます。1行目の測量設計業務委託料単独の1,950万でございます。これは、芦辺町の下ル線、内坂線、本村神里線の方でございます。これは平成16年度からの単独事業として予算を計上し、用いられたものでございますが、今後の財源等を確保するために、起債事業として申請をいたしておりましたけれども、今回内示がありませんでしたので、測量経費を計上いたしております。15の工事請負費は、第2中谷線、谷江本線分でございます。第2中谷線が150メートル、谷江本線が100メートルを計上いたしております。それから22節でございます。980万円の補償費でございますが、これは第2中谷線の農水管、それから立木の補償費を計上いたしております。それからあと第2中谷線、谷江本線分の水道管の移転補償費でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第101号平成16年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

平成16年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4）号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,281万1,000円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。平成16年12月21日提出、吉岐市長。

8ページをお願いいたします。2、歳入、8款諸収入2項雑入356万6,000円につきましては、工事補償金の追加でございます。内容につきましては、2カ所分の道路改良工事により

ます水道管布設がえ工事補償金でございます。

次に10ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費2目施設管理費15節工事請負費356万6,000円につきましては、芦辺支所管内におきます2カ所の道路改良工事によります水道管布設がえ工事でございます。1カ所目は国分の碎石場付近になりますが、市道第2中谷線の水道管布設がえ工事でございます。工事内容につきましては、管径50ミリ、延長240メートルを計画しております。もう一カ所につきましては、三軒茶屋付近の川口橋のところになりますが、市道谷江本線の水道管布設がえ工事でございます。工事内容は、管径50ミリ、延長50メートルを計画しております。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに歳出を6ページに記載しておりますので、あともってお目通しをお願いいたします。

以上で、議案101号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結について御説明いたします。

三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約を下記のとおり締結するため、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成16年12月21日提出、壱岐市長。

記。1、契約の目的、三島海底送水管布設がえ工事（土木）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、金3億4,650万円。4、契約の相手方、福岡市博多区博多駅前2丁目11番16号不動建設株式会社九州支店、執行役員支店長安部豊彦。

次の説明資料でございますが、1、工事場所、長崎県壱岐市郷ノ浦町三島。2、工事内容につきましては、別添資料2を見ていただきたいと思っております。工事内容につきましては、海底送水管（ポリエチレン特殊保護管）の布設がえ工事、渡良本島嫦娥から大島間を管種75ミリ、延長1,176メートル、長島から原島間を管種50ミリ、延長1,229メートルを実施することにしております。3、工期につきましては、着工、平成16年12月21日から完成、平成17年3月20日、工事日数90日間としております。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。位置図につきましては、次のページの資料1に、工事箇所の概要につきましては、ただいまの資料の2に添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結についての説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。日程第35、議案第100号から日程第37、議案第102号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いま



す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第100号から議案第102号については、委員会の付託を省略することに決定されました。

お諮りします。ここで、議案研究のために休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 再開は11時40分とします。

午前11時24分休憩

.....  
午前11時40分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

これから日程第35、議案第100号平成16年度吉野市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。48番、永田議員。

議員（48番 永田 實君） 私もちょっとお聞きをしたいことがあるので質問をするわけですが、歳出の6款農林水産業費1項の農業費です。10ページになりますか。この中で、財政課長の説明では生産振興総合対策事業費補助金ということで1,646万8,000円、これが出てるわけですが、これは説明では吉野防除協議会ですか、これの無人ヘリだと私思っておるわけですが、今、何機あってオペレーターが何人おるか。そして今度購入になるのは、これは県の支出分が3分の1ですか、それに対する市としての3分の1だと。あと3分の1は防除協議会で負担するのか。これは市としてはわからんかもしれませんが、もしおわかりでしたら説明をお願いしたいということと、果たして3機か4機かでやってると思いますが、今から2機をこれはふやすのか更新なのか、お聞きをしたいと思います。

オペレーターの講習ですか、これがこの予算の中に入るとるわけですから、おそらく私は更新じゃなくて増機、いわゆるふやすということだろうと思っておりますが、その点をお聞きしたいと思っております。

そして、非常に高齢化になってきております。その中で自分でやはり防除する、水稻の防除というのは非常に困難な時期になってきておるし、だんだんと防除協議会、ここに依頼するのが恐らくふえてくるから、協議会としてはやはりあと2機ですか、ふやして万全を期したいということだろうと思っておりますけれども、その説明。

そして1機が大体でよろしいですから、どのくらいするのかお聞きをしたいと思います。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 48番、永田議員の質問にお答えをいたします。

まず、ヘリの導入でございますけれども、現在3機のヘリを所有しております。今回2機を新たに増機するということになってまいります。この事業に対します補助金等でございますが、国が3分の1、市が3分の1を持ちまして、残りの3分の1につきましては共済組合そして農協の方からの負担ということになってまいります。

それから、現在3機で実施しておりまして、オペレーターが現在8名だったかと、ちょっと確認しておりませんが8名だったろうと思います。今回また新たにまた2機増機をいたしますので、それに対応する分のオペレーターを養成を行うということになってまいります。

ヘリコプターの単価は、1機当たりオプション等をつけまして、約1,000万程度かかっています。本体の価格は955万円でございます。

それから利用状況でございますけれども、現在、3機のヘリとそれから2機をリースをしておりますけれども、現在平成16年度で1,180ヘクタールの防除を行っているところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 48番、永田議員。

議員（48番 永田 實君） 大体わかったわけですがけれども、その3機、今ある3機というのは、いつ購入されたのか。これはわからなければ、答弁結構でございます。それと、オペレーターは今8名とおっしゃいましたけれども、何人のオペレーターを予定されるのか、おわかりでしたらお答え願いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 現在の3機につきましては、平成9年に導入したものでございます。それから、今回養成いたしますオペレーターにつきましては、6名養成することで計画をいたしておるところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） 農林水産業費の中の15節の工事請負費1,450万につきまして、八幡浦、諸津、大久保漁港と説明があったと思いますが、それぞれの事業の内容をお知らせをいただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（今村 光一君） 八幡の工事でございますが、これは八幡浦漁港の柏崎地区の突堤の当初計画40メートル係船突堤を計画しておりましたが、先ほど説明もありましたように5メートル延長することで国との協議ができましたものですから、この経費に現在、八幡浦漁港の中で防波堤の環境調査とか地質調査、形質調査、設計委託の入札の執行残等を利用して、5メートル延長をするものでございます。

それから、諸津につきましては、現在防波堤の改良を進めておりますが、これは延長といいますが、消波工の製作据えつけでございます、今年度はまだ今現在国庫補助金に合わせる段階で今精査中でございます、数量的にはまだ何メートルということまでは出しておりませんが、消波ブロックの製作個数がふえるということになると思います。その場合、諸津の事業費で言いますと210万円ほどふえるということになります。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） 先ほど48番議員からありましたヘリコプターのことですけれども、今3機あるということです。これは、普通利用料金は当然更新する費用まで含めて利用料を取ってると思うんです。その中で現在どのくらいの減価償却費があるのか、お示しを願いたいと思います。

それから耐用年数、これをお示しを願いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 現在所有しております3機の更新に伴います引当金でございますけれども、平成11年から積み立てを開始いたしております、現在で2,400万の積み立てをいたしておるところでございます。

また、ヘリの耐用年数につきましては、法定の耐用年数といたしましては5年でございますけれども、現実といたしましては大体8年から10年程度は使用が可能だということで考えております。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 同じ農林水産業費の中で農業振興費の関係ですが、スーパースパウダー、当初平成9年ですか、このときの利用面積それから現在の、特にいろいろ転作等で使いにくいということがあられるわけですが、そういう中で現在の面積、平成16年があれば16年で結構ですが、平成9年との差、大体何割ぐらい現在そのスパウダーが稼動しているか。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） スーパースパウダーにつきましては、平成9年で約115ヘクを実施いたしておりますけれども、現在、平成16年度では27ヘクに落ち込んでおります。これにつきましては、利用上、利用する時間が早朝また夕刻に限られる。また、道路の幅員が5メートル以上ないと利用ができない。また、風向き等によって圃場に満遍なくかけることができないとか、そういったいろんな条件が重なりまして、無人ヘリの方に移行しておるような状況でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） ついでに料金の改定の、これは事業主体じゃないですからあまり言われなくてもいいかもしれませんが、料金改定の増が考えられているかどうか、その現況がわかっておりましたらお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 料金改定等につきましては、沓岐水稻防除協議会等でも検討されるわけですが、現在値上げということは考えておらないということで、あと薬剤の1種類が3種類か、その比によって単価が変わってくるという、そういったことでございます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 参考までにお尋ねですが、いろいろと今へりのことでお尋ねがあつたわけですが、平成9年ですか、これにつきましてこの管理者はどなたなのか。また、大型防除機を含めた現在どこにあるのか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 管理につきましては、沓岐水稻防除協議会で管理しております。

へりにつきましては、共済組合で格納しておると思いますけれども、スーパースパウダーにつきましては、正式な倉庫自体は持ちませんで、農協のライスセンター等で保管をしていただく、そういった形になっております。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） スーパースパウダーを購入するときに、旧町のうちの議会では非常に問題になりまして、そして御承知のように「かざはや」の下の圃場整備地区に連れて来たことがあるわけですが、農道が狭くて使い物にならなかったわけです。現況を聞いてみますと、今も課長が答弁されたように、石田町のごく一部でしか使われないと。それと、風向きによっては満遍なく散布することができない状況にあるわけですが、今度新しく無人へりを購入するのであれば、早めにこれは処分した方がいいと私は思うんですが、もう9年ですから7年です。7年経過しましたが、中古で引き取り手があるのかないのかわかりませんが、私はこういう無用の長物はもう処分した方がいいと、そういうふうを考えますので、これは防除協議会とも協議をして、その方向に進めてもらいたいという意見を提出して終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。議案第100号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第100号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次は日程第36、議案第101号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。議案第101号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第101号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

次に日程第37、議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） この工期のことにつきましてお尋ねをいたします。

今から海上の方は、しける日が多々あるかと思えますけれども、そういったことを想定しての90日間だと思っておりますけれども、こういうのが伸びる可能性も気象のことですからあるわけですので、そこら辺十分配慮されたとは思っておりますけれども、これ大丈夫なんですか。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 工期につきましては、確かに心配される点もございますが、努力をして工期内に竣工したいと考えております。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 工事内容でお尋ねをいたしたいと思いますが、海底送水管は本島から大島間が75ミリ、それから大島から長島に送水管はつないであるのか。そして、長島から原島は50ミリということですが、大島から長島の送水管の径はどうなっておるか、聞かせて

いただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） ただいまの御質問にお答えいたします。大島から長島間につきましては3号大橋というのがございますので、3号大橋に橋梁転嫁をしておるところでございます。

管径につきましては、ちょっと今調べておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長、後ほど答えられますか。

水道課長（松本 徳博君） はい、後でお答えいたします。

議員（60番 原田 武士君） 送水管の径は、大きさ。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 工事内容についてでありますけど、送水管の材質等の検討です。この辺は内部でやったのか、もしくはメーカー任せなのか、そこをちょっとお聞きをいたします。そして現物を見たのか。その辺も。

それと、構造的に防護があると思いますけれども、例えば何層で防護されているのか、その辺をお聞きをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 材料につきましては、ここに記載しておりますようにポリエチレン特殊保護管ということで、水道管にポリエチレンになっておりますが、その外部を二重鉄線ということで覆をしております。

その材料の検討につきましては内部で十分検討いたしましたし、各メーカーのパンフレットそれから現在布設しております資料等をもとに、検討いたしましたところでございます。

現物につきましては、パンフレットまたはサンプルというのがございましたので、それを一部見ました。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 大体、耐用年数はどの程度ですか。メーカーから聞いている耐用年数。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 25年程度です。

以上です。終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第102号三島海底送水管布設がえ工事（土木）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は13時とします。

午後0時03分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

#### 日程第38・発議第15号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第38、発議15号2000年5月のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書の提出についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。34番、榊原伸議員、お願いします。

議員（34番 榊原 伸君） 発議15号、平成16年12月22日、議長殿、提出者、壱岐市議会議員榊原伸、賛成者、立石和生、同じく鶴瀬和博。

2000年5月のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

2000年5月のNPT再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明快な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書（案）。1945年8月、広島、長崎への原爆投下から来年で60年を迎えます。あの悲劇を繰り返してはならないという被爆者の叫びは、いまや核兵器廃絶を求める世界の声となって広がっています。2000年5月に開かれたNPT再検討会議において、核保有5カ国や日本政府も含め、核保有国による完全な核兵器廃絶に向けた明快な約束が合意されたのは、まさにこれら世界世論の結果であります。

ところがこの間、イラク戦争をめぐる情勢の中で核保有国間に意見の対立、テロ対策に対する意見の違いなどから、新たな核兵器の開発に乗り出す国もあらわれるなど、世界をさらに不安に

陥れています。2000年の核兵器廃絶の明快な約束に合意した核保有国は、今こそ地球上から核戦争の危険を取り除くためにも、また核保有国のあらたな危険な動きをやめさせるためにも、5年前の明快な約束を直ちに実現すべきです。広島、長崎被爆60周年の2005年を核兵器も戦争もない平和な世界への転機とするために、被爆国である日本政府は先頭に立って明快な約束を実現するため、全力を尽くされるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成16年12月21日、長崎県壱岐市議会。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議第15号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号については、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議15号2000年5月のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議15号2000年5月のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議における核兵器廃絶に向けた「明確な約束」決議の実現に全力を尽くすことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第39・発議第16号

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第39、発議第16号道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書の提出についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。36番、酒井昇議員、お願いします。

議員（36番 酒井 昇君） 発議第16号、平成16年12月21日、壱岐市会議長瀬戸口



和幸様、提出者、吉崎市議員酒井昇、同じく今西徹也、同じく田原輝男。

道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書(案)。道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高齢化・少子化が進展している状況において、活力ある地域づくりの推進、環境問題への対応、国土の保全に努めるため、道路整備はより一層重要であり、その整備は全国民が等しく熱望するところでもあります。特に吉岐島は本年3月に4町合併、新市誕生において地方の発展と責任ある地方行政を推進するためには、効率的な道路網の整備が一層重要となっており、経済情勢が厳しい今、公共投資を着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。ついては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。1、主要道路整備を重点的かつ計画的に進めるため、道路特定財源については受益者負担の原則に基づき、一般財源化や他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を推進するために充てること。2、離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。3、道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図ること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成16年12月21日、長崎県吉崎市議会、提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、行政改革担当大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

議長(瀬戸口和幸君) ただいま議題となっております発議第16号については、会議規則37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第16号について委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議16号道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議16号道路の特定財源及び補助制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第40．発議第17号

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第40、発議第17号北方領土返還要求に関する決議についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。1番、菊田光孝議員、お願いします。

議員（1番 菊田 光孝君） 発議第17号北方領土返還要求に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北方領土返還要求に関する決議（案）。歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土はわが国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されている。北方領土問題解決に向けては、平成5年の東京宣言を初めとして、近年、日口関係における良好な環境づくりが進められており、「北方4島の帰属問題解決後の平和条約締結」という交渉指針に基づき、日口両国は引き続き全力を尽くしている。特に、来る平成17年は日露通好条約締結150年、また平成18年は日ソ共同宣言50年という節目の年を向かえ、一定の進展が望まれる。よって、国におかれては今後とも継続して対口外交交渉を展開するとともに、北方領土の早期返還実現を図るよう強く要望する。

以上、決議する。平成16年12月21日、長崎県壱岐市議会。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議17号については、会議規則37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第17号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議17号北方領土返還要求に関する決議については、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議17号北方領土返還要求に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第41・議案第18号

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第41、発議第18号九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続に関する決議についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。53番、品川洋毅議員、よろしく願います。

議員（53番 品川 洋毅君） 発議第18号、平成16年12月21日、壱岐市議会議長瀬戸口和幸様、提出者、壱岐市議会議員品川洋毅、賛成者、同じく長岡末大、同じく牧永護、同じく永田寛。九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続に関する決議（案）。本市が経営する壱岐公立病院及びかたばる病院には、新たな臨床研修医制度による医師不足の中、現在、九州大学医学部第2外科医局からは3名の常勤医師を初め、ほかに非常勤医師など多くの医師の派遣を受け、同医局はこれまで本市の医療のため大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、このたびの九大第2外科に対する議会から発せられた内容や、一島内紙に掲載された記事により、今後、九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣が非常に困難な状況となっており、同じような状況は九州大学内の他の医局へも波及することが予想される。このことは、壱岐市立2病院の存亡にかかわることと、壱岐島民にとって重大な問題である。よって、九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続について、特段の御配慮をたまわりたく、ここに要望する。

以上、決議する。平成16年12月21日、壱岐市議会。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議18号については、会議規則37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第18号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。31番、江川議員。

議員（31番 江川 連君） この決議文というか、決議はどの程度の効力があるものですか。

それと、市としてはどのような対応を考えておるのか。もし聞かせていただければお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） まず効力ということでございますけれども、今こういう状況になっておるといことは、議員御存知のはずと思います。しかしながら、議会としてもこれを見過すわけにはいかない。何としてでも努力に努力を重ねて、医師派遣をお願いするしか方法がないわけでございます。そここのところを御理解いただきたいと思います。

市当局につきましては、市長の方からお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員。市長に答弁を求めるのは、ちょっとできませんので、御了解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 一応、今回九州大学の医学部第2外科からの医師派遣が困難になったと。今回が初めてなのかどうか。そういう要請が以前にもあったのかどうか。もしあった場合は、どういうふうな対応をされたのかを、もしわかればお伺いしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 過去に医師派遣の、また招聘のこういう形の中でこういったことがあったかどうかは、私は今のところ承知しておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 24番議員、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議18号九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議18号九州大学医学部第2外科医局からの医師派遣の継続に関する決議については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第42・議案第19号

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第42、発議第19原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。35番、長岡末大議員、お願いします。35番、長岡議員。議員（35番 長岡 末大君） 発議第19号原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議について。上記の議案を提出者、吉岐市議会議員、長岡末大、賛成者、同眞弓倉夫、同久間初子。別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、原の辻遺跡に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、原の辻遺跡に関する調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、原の辻遺跡の保存整備に伴う（仮称）一支國博物館並びに附帯施設にかかる調査。4、委員の定数は16名で、委員の皆さんは下記のとおりでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっております発議第19号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第19号については、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） 呼び方がちょっと「はるのつじ」、「はらのつじ」、これは「はるのつじ」が正解じゃないかと思えますけれども、その辺の御認識を一応お願いしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 私も今、45番議員と同じ見解を持っておりますが、長岡議員、よろしいでしょうか。

議員（35番 長岡 末大君） はい、わかりました。

議長（瀬戸口和幸君） そういふことで「はるのつじ」ということで御了解いただきましたのでよろしく。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議第19号原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第19号原の辻遺跡に関する調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、原の辻遺跡に関する調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに原の辻遺跡に関する調査特別委員会を召集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。なお、委員会の場所は第1会議室を定めます。

それでは、しばらく休憩します。

午後1時24分休憩

.....  
午後1時37分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

原の辻遺跡に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告いたします。

原の辻遺跡に関する調査特別委員会委員長に20番、橋本早苗議員、副委員長に31番、江川漣議員、以上のとおりであります。

これで、原の辻遺跡に関する調査特別委員の選任を終わります。

お諮りします。原の辻遺跡に関する調査特別委員会については、委員会の閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第43．発議第20号

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第43、発議第20市庁舎建設調査特別委員会設置に関する決議についてを上程し議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。58番、入江忠幸議員、お願いします。58番、入江議員。議員（58番 入江 忠幸君） 発議第20号、吉岐市議会議長瀬戸口和幸様。提出者、市議会議会入江忠幸、賛成者、榊原伸、長岡末大、倉元強弘、横山重光。庁舎建設調査特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

発議に対します内容の説明を行います。

皆様方も御承知のように、現庁舎の狭隘で職務も十分に果たされず、しかも行政機関は全島に分散して行政上の口ス、否めない状況であります。合併以来、同僚議員が早期着工願うが、市当局は合併協議会の庁舎の位置は決定されていると答弁がなされていますが、敷地、造成する見込みもない現状であります。市長は、行革の答申を待ってと言われますが、庁舎建設は合併の必死なまた条件でもあり、先送りするものではありません。

よって、私は合併協議会に庁舎の位置を決める委員会でもありましたし、委員会の内容については合併協議会の折に状況の報告をいたしまして、その結果、全会一致で亀石という位置に決定をいたしておるわけでございます。早期着工を願うため、本日の皆さんの御理解をいただき、議員による庁舎特別委員会を設置するをお願いをするものでございます。

全員の御賛同をお願い申し上げ、以上、説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっております発議第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第20号については、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。19番、中村出征雄議員。

議員（19番 中村出征雄君） 質問をいたします。誤解されると困りますので、私も合併協議会の委員を務めさせていただきました。当然、新しく建設する場合には亀石、私も同感であります。

しかしながら、この決議の中で目的でございますが、壱岐市庁舎の早期建設促進に関する調査ということですから、これはもう建設ありきということになっております。当然本当に行財政改革の中で、建設も含めての調査であれば私も理解できますが、こういうふうにされたのは、提出議員に早期建設促進という字句が入ったことについて、提出議員の御見解を聞きたいと思えます。

議員（58番 入江 忠幸君） 建設特別委員会という名前が欲しかったわけですが、ちょっとここにも調査ということになっておりますし、一応委員会を設置して、私たちは一応小委員会の内容を申し上げますと、ここにも三、四人委員の方がおられるわけですが、各町から町有地が一番いいんじゃないか、また金もかからんし適当な場所があればいいんじゃないかということで、芦辺はどこ、郷ノ浦はどうかということは申し上げませんが、最終的には私が申し上げましたように、亀石ということになっておりますので、また今度調査委員会をつくって、そうした検討もしてもらって、それからいよいよなるとすれば、建設にでも切りかえてもいいんじゃないかという私の考えでございますので。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。16番、山下議員。

議員（１６番 山下 正業君） 大変立派な庁舎建設につきましては、将来ぜひともやらなくちゃならない事件かと、かように思いますが、現在においての状況はまだまだ調査検討委員会、特別委員会ですか、設置をやるうということですが、あわせて４町の旧庁舎の利用を含めた調査研究会、つくり上げていったらどうかと私は思います。ただ新庁舎だけじゃなくて、新庁舎をつくれば古い庁舎は何に使うか、その検討も合体した進め方、検討会ができましたらお願いしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 山下議員、質疑でございますが、今のは提案みたいですが、とりあえず承っておきます。（「提案としてですね。つくる、つくらないは皆さんの意見で決まりますので。」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。５６番、赤木議員。

議員（５６番 赤木 英機君） 今、提出者の方から場所等もという話でしたが、これは皆さん御承知のように、合併協議会で亀石ということで決まっておるのは事実でございますが、その点を提出者にまた確認をいたしたいと思います。

それと、今の市の財政をお考えになって、こういう促進ということが先ほど同僚の中村議員が申しましたように、促進ということがここに入っているものですから、委員会ができれば検討でしようけれども、誰が見たって今のこの財政の厳しいのはわかっておるわけですから、その点がおわかりになって提出をなさっているのか、その点を提出者にお伺いします。

議長（瀬戸口和幸君） ５８番、入江議員。

議員（５８番 入江 忠幸君） 一応、場所のことについては赤木さんも十分おわかりでございますし、私が言うたらみんなも場所がわかっておらんから、再度というような考えで調査と先刻申し上げましたとおりでございますして、それから一応こうした厳しいときですから、果たしてそこを考えとったかというような御質問ですが、それは一応今やったから、すぐ来年もというようなことも出てない。それは今からの調査の結果で、市長とも相談をしながらやっていきたいと思えます。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。３１番、江川議員。

議員（３１番 江川 漣君） 私はこれに賛成であります。ただ、代表者の意見は少々手ぬるいと思います。はっきり言うべきは言うて提案をさせていただきたい。大いに早急にするべきだと思います。改革は１カ所に中央をつくってくる改革ができると思いますから、ぜひ促進を入れて当然だと思います。私は大賛成であります。

議長（瀬戸口和幸君） 江川議員、今は質疑ですから、討論じゃありませんのでよろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。52番、牧永議員。

議員（52番 牧永 護君） 特別委員会の設置について、反対の討論をいたします。

今、壱岐市の財政状況につきましては、皆様御存知のとおり非常に厳しい状況であります。現在進行中の公立病院の新築、下水道事業など今後進められるごみ焼却場を含める環境整備、原の辻関連事業など100億を超す大型事業が計画されております。このような時期に、議場を含む本庁舎の建設は市民の望むものではないと思います。確かにこの1年は、庁舎も狭隘でベストではなかったと思いますが、検討されている機構改革、権限の移譲、公立病院跡地の活用などにより、改善の余地はあると思います。

財政悪化のピークを分散するためにも、今、早急に庁舎建設をする必要はないと思います。合併特例債の期限を最大限に実施すべきと思います。

さらに、本市議会は4常任委員会を設けており、おのこの活動しているわけであります。この問題は、総務委員会などで十分研究されるべきで、軽々に特別委員会を設置されるのは、議会の運営上も好ましくないと思います。

以上のように、大きく2点の問題を添え反対討論といたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対する賛成者の討論を許します。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 賛成の立場で討論を行います。

合併を決める段階で、ほかの町は知りませんが、勝本町の議会議員16名が賛成には、合併には反対の議員が多かったわけです。しかしながら、理事者の切なる要望等を入れられて、採決の結果は賛成者がわずかにふえましたが、その審議の過程の中で、町民の意思が、せめて拠点町づくりの2億数千万に上る遊休地を生かすためにも、庁舎は亀石に持ってくるのが条件だという意見もありまして、結論的には合併に賛成をしたわけです。

同僚議員がしばしば財政難のことを言われますけれども、特例債の一番大きなのは庁舎建設です。庁舎建設に使用するのが、第一条件なんです。そこら辺を財政難だからと言って、市が計画した他の事業に優先的に使うというのは邪道です。

それと、現在のような本庁の執務状況で十分な仕事ができないのは当然であります。早くつくるのが、またつくるための努力をするのが、執行部と議会の責務であろうと思います。

非常に数字的には計算できない問題ですけれども、各行政機関が分散していることによって、島民の受けるマイナス部分がどれだけになるのか。そこら辺も十分考えられる必要があります。

反対を唱えられた牧永議員は、例えば、公立病院が移転した跡地のことも考えられるじゃないかと、そういうことを言われておりますけれども、これは公立病院移転後の利用をどうするの

かというのが問題でありまして、そこら辺も含めた検討がさるべきである。

これもこの建物の中には事務長もおられますが、起債の対象年度枠に入っている部分もあります。そういう検討は、十分所管委員会なりでさるべきでありまして、何か庁舎に金をつぎ込むのが財政難の折には間違っているような考え方は誤りであります。私は、財政事情がどうであれ、本庁舎を早急に建設するのが、合併した執行部と議会の責務である、そういう基本的な考え方の中で賛成をするわけです。

以上、私の賛成討論を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対し反対する方の討論を許します。48番、永田議員。

議員（48番 永田 實君） 発議第20号市庁舎建設調査特別委員会の設置に反対討論を述べさせていただきます。

私も合併協議会の委員会の委員をいたしておりまして、郷ノ浦議会から代表で選出をされまして出ておったわけですが、庁舎の位置については、同僚議員等々で亀石というふうに決定をいたしておるわけです。

ただ、私は三つの点で反対をしたいと思います。今、竜崎市行財政改革推進委員会というのが設置をされております。その中で来年の10月には答申というのが決まるというふうに聞いております。それを待ってからでも、あえて特別委員会を設置するならば、いいのではないかとこの改革推進委員会の答申を待つべきと。やはり一般質問の中で庁舎建築の促進が、かなり市長に出ておりました。その中でも、市長はこの答申を待ちたいというふうな答弁をしてあると思います。

それから2番目に、この庁舎建築についての理事者の提案が全然あっておりません。この提案があっても、あえて特別委員会設置はよくはないかと。先ほどから財源等々の問題も出ております。これも一つの問題だと思います。私はこの理事者からこの件について提案があつてないということは、提出されました賛成議員さんから見ますと、執行権の侵害に当たるのではないかとこのように考えております。

なお三つ目でございますが、合併した市町村において、全国的に私が調べたところでは、庁舎建築についての提案、並びにこういう特別委員会等々の設置があつていないと確信をいたしております。もし賛成の議員さんで、提案全国的に合併したところがあれば、お聞かせを願いたいと思っております。

こうした3点からいたしまして、私はこの庁舎建設庁舎特別委員会に対する設置は反対ということでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対する賛成の方の討論を許します。8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） 私はこの委員会の設置に対しては大賛成であります。先ほど提案者から説明がありましたけれども、あれでも私は生ぬるいと思っています。そもそも合併について一番もめるのは市の名称、2番目は庁舎をどこにするか、3番目は議員の身分の保障、この三つはどれが欠けても合併は全国的に、今壊れているところが幾つもあります。その中の重要な一つが庁舎問題であるわけですが、これは合併協議会で既に決定された合併の前提条件であります。いわゆる合併に対する信義であります。この決定された信義が守れないようであれば、合併そのものも私たちはもう一度考え直さなければいけない。私はそこまで思っております。住民に対して何と説明する。説明する理由がないわけであります。

それから2番目に、行財政の改革、財政が非常に厳しい折に庁舎建設に多額の費用をかけるのはどうかという反対者の意見であります。今後ますます財政は厳しくなっています。年々、年を追うごとに吉岐は高齢化も進みます。福祉の負担金も進みます。あるいはごみ等に関する費用も、今からどんどん必要になってくると思います。今やらずに、いつ庁舎をつくるというんでしょうか。合併後、10年間は合併特例債があるんだから、10年間は庁舎は待っていてもいいんじゃないかという意見があると思いますけれども、10年も待っていたら庁舎はできません。

それから3番目、先ほど永田議員の方から、こういった特別委員会が設置される例は全国的にもないと言われましたけれども、全国的に例があるわけではないんです。こんなもんは合併の条件なんですから、合併したらすぐ新庁舎建設するなり、新しい庁舎をどこにするかというのは、合併の前に決定されているはずなんです。合併したら、新市はすぐそれに取り組むべきなんです。だから、そんな特別委員会は合併の前提となったものを、再度改めて特別委員会をつくって、もう一回議論をし直すなんかいう、こんなおかしな話があるわけないんです。合併のあの話の中で、私たちも私も先人の議員の人たちの話を聞きましたけれども、非常に苦労されて亀石に決まっております。徹夜に近い議論もなされたと聞きました。財政が厳しいというのは、私もあまり原田先生の意見に余り賛成はしたくないんですけれども、その面については私も賛成であります。これは数年たてば、もう庁舎建設は不可能であります。議員の皆様は、ぜひそのことを腹に据えていただきたいと思います。

私は、以上3点の理由でこの庁舎建設特別委員会、調査特別じゃなくて調査はもう必要ないわけですから、建設促進特別委員会でもそういった形でぜひ委員会を立ち上げてほしいと思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に反対の方の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は、起立によって行います。発議第20号市庁舎建設調査特別委員会設置に関する決議については、原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） しばらくお待ちください。確認します。 起立多数です。したがって、発議第20号市庁舎建設調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

設立ということで可決されましたので、委員会のメンバーを検討する必要がありますので、ここで休憩いたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時32分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

委員の構成については、お手元に配付のとおりであります。

次に、市庁舎建設調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに市庁舎建設調査特別委員会を招集します。

委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。なお、委員会の場所は第1会議室と定めま

す。

それでは、しばらく休憩します。

午後2時33分休憩

.....

午後2時33分再開

議長（瀬戸口和幸君） 庁舎建設調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告いたします。

市庁舎建設調査特別委員会委員長に27番、小園寛昭議員、副委員長に34番、榊原伸議員、以上のとおりであります。

これで、市庁舎建設調査特別委員会の選任を終わります。

お諮りします。市庁舎建設調査特別委員会については、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第44．農業委員会委員の推薦の件

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第44、農業委員会委員の推薦の件を議題とします。

お諮りします。農業委員の推薦は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。よって、農業委員の推薦は議長において指名することに決定しました。

それでは指名いたします。議会推薦の農業委員は4人とし、吉永智佐子氏、田口幸男氏、長島清和氏、赤木英機氏、以上の方を指名したいと思います。

ただいま指名しました中に、地方自治法第117条の規定による除斥の関係で分けて採決したいと思います。この採決は起立によって行います。まず4名のうち、吉永智佐子氏、田口幸男氏の2名について推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。よって、吉永智佐子氏、田口幸男氏について、農業委員に推薦することに決定しました。

地方自治法第117条の規定によって、長島清和議員の退場を求めます。

〔長島清和議員退場〕

議長（瀬戸口和幸君） この採決は起立によって行います。長島清和について、農業委員に推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。よって、長島清和について、農業委員に推薦することに決定しました。

〔長島清和議員入場〕

議長（瀬戸口和幸君） 地方自治法117条の規定によって、赤木英機議員の退場を求めます。

〔赤木英機議員退場〕

議長（瀬戸口和幸君） この採決は起立によって行います。赤木英機氏について、農業委員に推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。よって、赤木英機議員について、農業委員に推薦することに決定しました。

〔赤木英機議員入場〕

#### 日程第45．委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

議長（瀬戸口和幸君） 委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

議会運営委員長、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長及び老岐公立病院建設調査特別委員長、決算特別委員長から、委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

#### 日程第46．議員派遣の件

議長（瀬戸口和幸君） 次に日程第46、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

なお、日時等不明な事項については、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、不明な事項については議長に一任することに決定しました。

12月10日の一般質問の中で、27番、小園寛昭議員及び21番、立川省司議員の質問に対し、市長より答弁の訂正並びに補足の申し出がありました。これを許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 12月10日の27番、小園議員の老人ホームの燃料入札についての質問に対する答弁の中で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律のことを申し上げましたが、その中で一部適切でない表現をしておりましたので、法律の趣旨を申し上げまして御理解を賜りますように、お願いをする次第でございます。

この法律、目的としまして、第1条にこの法律は国などが物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が

供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とするとなっております。

また、地方公共団体の施策といたしまして、第7条に地方公共団体は国の施策に殉じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないとなっておりますことですが、この答弁におきましては、議員の質問の趣旨にのった答弁ではなかったと、このように思っておりますので、ここで御報告をさせていただきます。

また9月議会におきましても、同じような答弁をしたと思っておりますので、その点もあわせて御報告させていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 27番、小園議員に発言の機会を与えたいと思っておりますが、今の市長の答弁でよろしいですか。（「了解しております。じゃ、市長、お願いします。」と呼ぶ者あり）市長。

市長（長田 徹君） 次に21番、立川議員の質問の内容に対しまして、一部誤解を招くような回答になってたようでございます。私はそういうつもりで言っていないつもりですけど、回答書を見てもそのようになってはないんですけど、そういう誤解を招くような言い回し方だったのかなと、今反省をしてるわけでございます。

御質問の中で、今まで払い込まれている受益者負担金につきまして、これは返すようになってるというような質問もございましたが、これは返すようにはなっておりません。現在、払い戻すことにはなっておりません。この助成金また負担金につきましては、4町の旧町の取り扱いが異なるために、いろいろ検討をして調整中でございます。私の答弁の中で、なるべく早い時期に調整するという言葉が、こういう誤解を招いたのではなかろうかと思っておりますので、そのところを訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（瀬戸口和幸君） 21番、立川議員に質問の機会を与えます。21番議員、立川議員、以上でよろしいですか。（「はい、いいです。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上で、本日の日程は終了しました。

何でしょうか。休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時50分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

ここで、長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので許します。市長。

市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、12月3日から19日間にわたり、議案等につきまして慎重に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今会期中に賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、市政の一層の発展のために職員一丸となりまして努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

ことしも残すところ10日となりました。議員、皆様方には、御家族お揃いでよい年をお迎えになられますことを、お祈りを申し上げます。

簡単ではございますが、12月議会定例会定例会閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

・ ・

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして、平成16年度壱岐市議会第4回定例会を閉会いたします。

午後2時52分閉会



地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口 和幸

署名議員 富田 邦博

署名議員 山下 正業